



No.645
3 分間
税ミナール

令和 7 年 9 月 10 日

ヤマダ総合公認会計士事務所
代表 山田良平

〒124-0012
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル
TEL:03-3694-6091
FAX:03-3691-6680

総務省、新たに10自治体の宿泊税導入に同意

総務省が新たに、10の自治体に対して宿泊税の新設を同意しました。今年に入ってから総務省が新設に同意した自治体数は21となり、全国で宿泊税を導入している自治体は102に達し、今後導入予定の自治体を含めると令和8年中には全国124に拡大する見込みです。導入地域は東京、大阪、京都などの大都市圏に加え、福岡県、軽井沢町、静岡県熱海市など地方都市やリゾート地にも広がっています。

宿泊税とは、ホテルや旅館などの宿泊施設に宿泊する際、宿泊者に対して課される地方税で、宿泊料金とは別に支払う必要があります。これは「法定外目的税」として自治体が独自に条例を定めて導入するものであり、主に観光振興や地域インフラ整備の財源として活用されます。

宿泊税の課税額は自治体によって異なり、例えば東京都では1人1泊あたり1万円以上1万5000円未満で100円、1万5000円以上で200円が課されます。大阪府では7000円以上で100円、2万円以上で300円、京都市では最低200円から最大1000円まで段階的に設定されています。

新たに導入が決定された自治体の一例として、北海道旭川市、青森県弘前市、岐阜県岐阜市、三重県鳥羽市、熊本県熊本市などがあり、課税額は一律200円または宿泊料金に応じて100円から2000円までとされています。

宿泊税の施行日は自治体によって異なり、弘前市は2025年12月1日、熊本市は2026年7月1日、その他の8自治体(旭川市、帯広市、音更町、函館市、富良野市、占冠村、岐阜市、鳥羽市)は2026年4月1日からの施行が予定されています。

宿泊税の導入には、地方税法に基づき総務省の同意が必要であり、自治体は議会での条例制定、申請、同意という手続きを経て実施されます。

宿泊税導入の目的は、観光客の増加に伴う行政サービスの需要増加に対応するための財源確保です。収入は、ゴミ処理、道路整備、公共交通機関の増便、観光案内所の多言語対応などに活用されます。今後も宿泊税導入の動きは、全国的にさらに広がっていくことが予想されています。

